

松本税務署からのお知らせ

確定申告書は自分で作成してお早めに

平成30年分の確定申告書の提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(金) 個人事業者の消費税及び地方消費税 4月1日(月)

申告書を作成するときは

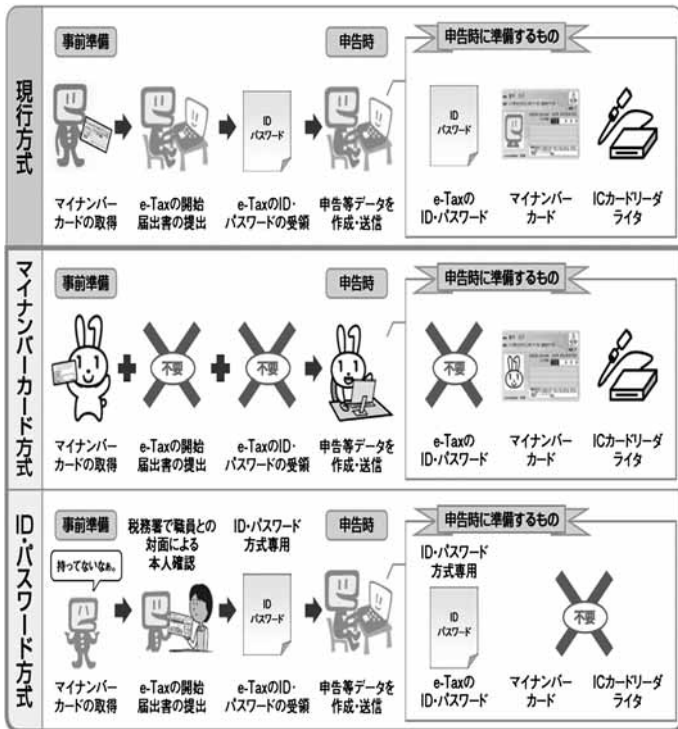
「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手続き」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできますのでご活用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告や青色申告決算書等を作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(電話番号:0570-01-5901)にお尋ねください。

平成31年 1月からe-Taxの利用手続きが便利になります。



税務署で行う平成30年分の確定申告の相談について
 開設期間 平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで
 ※土、日を除きます。
 相談受付 午前8時30分から午後4時(提出は午後5時)まで
 ※相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

マイナンバーカードによるe-Tax利用(マイナンバーカード方式)
 マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始、申告等データの作成・送信ができるようになります。

ID及びパスワードによるe-Tax利用(ID・パスワード方式)
 マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。
 ※詳しい内容については、税務署にお問合わせください。
 問合せ先 個人課税部門 ☎0263-39-3261

申告に関するご質問は

松本税務署の代表電話(0263-32-2790)にお掛けいただくと、自動音声がかかりますので、ご用件の内容に応じて次の番号をお選びください。(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

内 容	選択番号	転 送 先
確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内窓口
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センター
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせなど	2	松本税務署の電話交換
消費税の軽減税率制度に関するご質問、ご相談	3	消費税の軽減税率に関する専用窓口

(注) 選択番号「0」については、3月15日(金)までご利用いただけます。

e-Taxでも申告・納税 イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)

復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年(2037年)分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

ネットが便利！24時間確定申告

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、e-Taxを是非ご利用ください。e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー
- ・24時間いつでも利用可能(平成31年1月4日(金)～平成31年3月15日(金))

納税には便利な口座振替を是非ご利用ください

税 目	納 期 限	口座振替の場合の振替日
所 得 税	3月15日(金)	4月22日(月)
贈 与 税	3月15日(金)	-
消費税及び地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預貯金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例や税務職員を名乗る者が自宅等に訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去る事例が発生しています。

また、税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

〈松本税務署 電話番号 0263-32-2790(自動音声流れますので、「2」を選択してください)〉

にせ税理士にご注意

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることになります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできます。電話番号は、03-5435-0931です。

または、国税局の総務課にお問い合わせください。

〈関東信越国税局 電話番号(代表)048-600-3111〉



皆さん
こんにちは♪

(株)松本山雅

松本市並柳

代表取締役社長 神田 文之 氏

『地域と共に 境界突破』

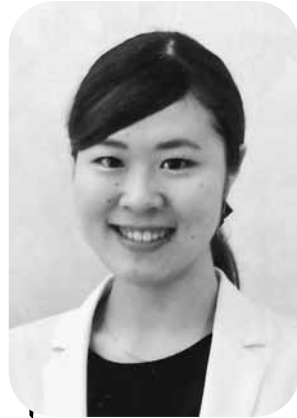
昨シーズンは念願のJ2初優勝でJ1復帰を果たしましたが、試合終了のその瞬間から厳しいJ1での戦いが始まっています。

前回の苦しい経験を活かし、この3年間の成果を無駄にしないように、J1定着に向け会社としても全力で取り組んでいきます。

2000年にヴァンフォーレ甲府でJリーガーとしてのキャリアをスタートしましたが、大学生時代とは全く違う緊張感や競争環境の中でプロとしての心構えを学ぶことができました。05年の秋に松本山雅に移籍して、北信越2部リーグでの優勝を最後に現役から引退し、その冬より6年間都内の不動産会社で営業マンとして働きました。山雅がJ2への昇格を決めた直後に当時の大月社長よりお誘いを受け、スポンサー営業担当として入社し、取締役管理本部長を経て、15年2月社長に就任しました。

山雅の目指すところはスポーツを通しての「人づくり」「まちづくり」ですので、トップチームの成績だけではなく、地域貢献に向けた事業面のさらなる充実を図りながら、シーズン終了時には花開く感動をサポートと共有できるように、松本山雅史上最高のシーズンにしたいと思います。

(横沢敏編集委員)



頑張ってます!!

『お客様を
笑顔にしたい』

モイスティヌ松本駅前サロン
松本市中央

山本 絵理さん

伊勢町通り田多井薬局内
にモイスティヌ駅前サロン

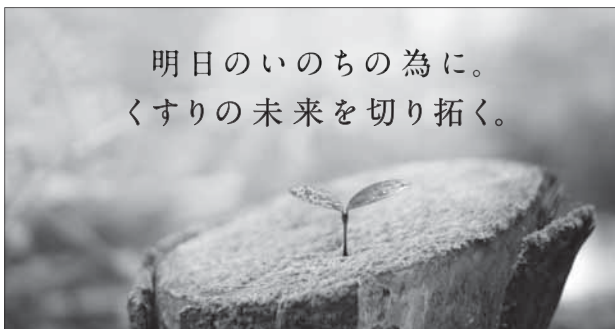
はございます。こちらで取り扱っているモイスティヌ基礎美容法は、歴史ある医療機器メーカー「ホームアイオン研究所」が提供する信頼のブランドです。医療機器メーカーが長年かけて研究・開発した美容機器・化粧品を用いた美容法はお客様一人一人にライセンスを持った担当者が付き、洗顔の方法から化粧品の扱い方、普段の生活スタイルのアドバイス等を丁寧に行います。

こちらでビューティーカウンセラーとしてご活躍されているのが山本さんです。ご自身がこの美容法と出会い、美しいお肌、前向きな気持ちになれたことや、紹介したお友達にも同じように喜んでいただけた経験を通じ「お客様を美しく、笑顔にしていける仕事がしたい!」というお気持ちから2年前に現在のお仕事に就かれたそうです。

「松本は紫外線の強い地域ですが、お客様の美しいお肌づくり・笑顔づくりのお手伝いを伊勢町通りから発信していきたいです。お肌のことなら何でもご相談ください!」と、とっても素敵な笑顔でお話してくださった山本さんでした。

(川船昌子編集委員)

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第23回 行ってきました! 西部部会

～伝統行事“島立堀米の裸まつり”～

西部部会を構成する島立・和田・新村地区。幹線道路を一步奥に入ると住宅地や農地が広がる地域ですが、今回ご紹介するのは島立堀米地区で毎年7月に行われている「裸まつり」です。

江戸時代中期から続くと伝わるこの行事は、地区の氏神である牛頭天王（古代インドの守護神・疫病除けの神様）を祀る津島神社の神事で、田植えが済んだ頃、地区内を地元の小学生男子が六尺ふんどし姿で幟（のぼり）を担ぎ、「オンヤサー！」「モンヤサー！」と声を掛けながら練り歩き、五穀豊穡、疫病退散、厄除けを祈ります。裸で行うのは、本宮である愛知県津島神社の「津島天王祭」に系譜を持つともいわれ、幟を担いで地区内を周るのは神の力が宿った幟とともに「俺たちはこんなに元気だぞ！疫病など寄せ付けないぞ！」とする示威と共に津島様のご利益を地区



内に行き渡らせるためであると伝えられています。

時代と共に世の中はどんどん変わっていきませんが、こうした日本人の暮らしや想いを伝えていく伝統行事がこれからも地域の人々の手で継承されていくことが願われます。（川船昌子編集委員）



（写真提供：和田義男氏）

西部部会
該当エリア：松本市島立、和田、新村地区
会員数：211社
部会長：吉澤隆夫氏（泉カーサービス株）
部会長より：地区内には「日本浮世絵博物館」や「松本市歴史の里」、「窪田空穂記念館」など、観光客にも人気のスポットもございます。機会がございましたら是非足を延ばしてみてください。

行動する法人会

平成31年度税制改正に関する提言

～全法連では、平成31年度税制改正に向け、政府・政党に提言活動を行いました～

全国で440の単位会が存在する法人会では、それぞれの地域で広く会員企業の皆様にご意見を伺いながら、公平で健全な税制の実現、税のあるべき将来像の構築を目指して、各地の行政組織や政治家に対して積極的な提言活動を実施し、法人税の引き下げや事業承継に

関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

当会の活動につきましては先月号にてご報告の通りですが、全法連でも各地の声を集約し、中央省庁、政党に対して提言活動を行いました。

財務省
財務副大臣
鈴木馨祐氏(左)



長官
国税庁
藤井健志氏他



中小企業庁
長官
安藤久佳氏他



自治税務局長
総務省
内藤尚志氏(中)



嫌な場面に直面した時— セルフトークの勧め

産業カウンセラー 柏木 勇一

失敗続き「自分はダメ人間」と自己否定に陥った工場従業員

専門学校を卒業して入社10年。工場の製造現場を経て、工程管理担当になったSさん(31歳)からの相談を最初は電話で受けた。

上司の指導で間違いなく各担当部署のデータ管理をしていたはずだったのに、報告先を間違えたり、簡単な計算ミスも目立ってきた。先輩がひとり退職して仕事量が増えた。先輩が担当していた業務も分担するようになったが、本社経由でいくつかの工場からの情報を受信して現場に活かす道筋を考えると難しい仕事もこなさなければいけない。それが原因だろうか。ついつい、自分はダメ人間だ、このままではここで働けない、結婚したばかりの妻に申し訳ない、と自己嫌悪、ネガティブ思考の言葉が何度も出た。「また失敗したらどうしよう」と不安感が強くなって落ち込む日々。親しい仲間は「大丈夫だから」と励ましてくれるが、そんな言葉だけでは前向きになれなかった。

気持ちを前向きに切り替える言葉は探せなかったが...

休日にSさんの自宅がある町の喫茶店で会った。初対面では誰も緊張する。周辺の景色の美しさなどを語り合っただけで気持ちをほぐした。仕事の量的負担が増えた上に、難しく不慣れな業務という質的負担も重なったことがミスを生む背景にあると、まず一般的な話から入った。もちろんこれだけでは納得してくれないことは分かっていた。

落ち込んだ時、自分はどんな言葉を吐いているのか質問した。Sさんは「10年も勤めてこの状態か。この先もいいことないだろうな」と答えた。気持ちを前向きに切り替えるポジティブな言葉が出るといいんだけどね、と問いかけたが、うなずきつつも、うつむい

て考え込んでしまった。

「そんな時は、3人称で語ってみる方法がありますよ、やってみませんか」と提案した。ふだんのSさんは、「仕事でミスをした。どうしたらいいか」と1人称で語っているはず。これを「太郎君はミスをした。どうしたらいいだろう」と言い換えてみるとどうなるか。3人称で語ることで自分を客観的に見つめることができる。心理的距離が生まれて、感情のコントロールがしやすくなる。いつのまにか、「太郎君、そんな時はうまくいった時を思い出してみようよ」と語りかけている自分がいるはず。Sさんも顔を上げてくれた。

ネガティブな状態を救うセルフトークの切り替え、応用の場は広い

1人称で話すことも3人称に言い替えることもセルフトークに変わりはない。ふだんは、自分は、私は、と1人称で話して何も問題ない。ストレスのない職場はない。8割の人が人間関係で悩むというデータもある。昨今は人材不足が問題になり、働く環境は悪化している。悩み、落ち込み、不安になった時の、自分でできるひとつの対処方法としての「3人称で語るセルフトーク」の効果について事例をあげながら示した。

このやり方を少し広げてみよう。悩みや不安が増して、憂うつな状態になった時、仕事への意欲もやる気もなくなり、辞めたいという悲観的な感情が強くなる場合もある。ちょっと危険な状態と言える。このような時は、親しい同僚、信頼している先輩を心の中に登場させて「彼だったらどうするだろう」「あの人はこう考えるかな」と問いかけてみる。いつのまにか自分の中から「とりあえずの答え」が出てくるはず。ストレスに対するセルフケアの一環としてぜひ頭に入れておいてほしい。

[筆者紹介]

柏木勇一(かしのぎ・ゆういち) 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

中小企業における事業承継をめぐる法的課題（その1）

—あなたの会社は、大丈夫ですか？—

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



1. 事業承継の必要性和意義について

(1) 事業承継の必要性を考えるに際し、経営者の交代率の悪化（直近約10年間では平均約3.5%に低下）

経営者の高齢化（60歳以上の経営者の割合は、1990年には29.8%であったのに対して、2015年には半数を超え51.9%）、中小企業数の減少（我が国の中小企業者数は1999年に約483.6万者であったが、2014年には約380.9万者まで減少し、15年間の内に全中小企業のうちの20%強が姿を消した）があげられます。

(2) 事業承継が喫緊の課題であることについては、経営者の高齢化によって、経営者年齢のボリュームゾーンが2015年には66歳前後になっているところ、中小企業者の引退年齢は平均で67～70歳程度であるため、今後5年程度で多くの中小企業が事業承継や廃業のタイミングを迎えることになると予想されます。今後5年間のうちに、事業自体は継続可能であるにもかかわらず、更に多数の中小企業が後継者難を理由として廃業を余儀なくされることが強く懸念される上、後継者の育成期間も含めると事業承継の準備には5年～10年程度を要するとされていることに、特に御留意いただきたいと思えます。

2. 事業承継の意義について

(1) 定義等としては、「事業」そのものを「承継」する取り組みであり、事業承継後に後継者が安定した経営を行うために、あらゆる経営資源を承継することを言うとされています。

(2) 経営資源とは、「経営権」、「資産」、「知的財産」の三つの要素を承継することであり、「経営権」の承継におけるポイントは、適切な後継者を選定することにあります。すなわち事業価値を維持・発展することが可能な者を選定したり、時間をかけてでも後継者教育を行うことが求められます。

「資産」の承継におけるポイントは、後継者が事業に必要な全ての資産を確実に利用できるように適切に承継することにあります。最低限事業に不可欠な資産は後継者に集中されるなど、事業承継後の経営が不安定にならないように特に注意が必要であります。

「知的財産」の承継におけるポイントは、承継の前提として現経営者が、自社の知的財産が何であるかを的確に把握することにあります。「知的財産」は企業の競争力そのものであるにもかかわらず、人材、技術、技能、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、目に見えにくい経営資源であるため、まずは経営者が

自社の知的財産が何であるかを自ら整理し、後継者に自らの言葉で伝えていくことが求められます。

3. 事業承継の形態と留意点

(1) 事業承継の形態は、「親族内承継」、「従業員承継」、「第三者承継(M&A)」に大別されています。

(2) この点、少子化等を背景に、近時は親族内承継が減少し、従業員承継及び第三者承継が急増しています。直近10年については、親族内承継は60.5%まで減少し、従業員承継は21.5%、第三者承継は18.0%にまで増加しています。

(3) 親族内承継の場合、後継者の選定に関して社内外の理解を得やすいというメリットがある一方で、資産承継の際の遺留分対策や税負担への対応が問題となりやすいとされています。遺留分に関しては、遺言により事業用資産以外の資産を非後継者たる親族に相続させたり、生命保険金による代償金の支払い等が検討されることがあります。税負担への対応については、相続時精算課税贈与、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度（事業承継税制）、小規模宅地等の特例、退職金の活用等の各種ケースに応じて検討することになります。

(4) 従業員承継の場合、事業用資産の承継は有償譲渡によることが多く、その場合、相続税対策は不要となるものの、後継者による買取資金の調達や譲渡価格等に関して、現経営者等との合意形成がポイントとなります。また、従来は後継者たる従業員が会社の金融債務に関する連帯保証債務を負担することが大きな障害になっていましたが、承継前の金融債務の圧縮や、「経営者保証に関するガイドライン」の活用等を十分に検討すべきであります。

(5) 第三者承継については、中小企業の事業承継では株式譲渡が利用されることが多く、事業の一部が毀損している場合に優良部門のみを譲渡するなど、事業譲渡が利用されることも少なくありません。特に売主側はM&Aは初めての経験であることがほとんどであり、早い段階から専門家等による支援の必要性が高いと言えます。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F

TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³¹〕消費税その19

消費税の軽減税率制度の概要について

Q 平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられますが、同時に実施される消費税の軽減税率制度の概要について教えてください。

A

1. 消費税率及び地方消費税率

平成31年(2019年)10月1日(適用開始日)以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される税率は、次のとおりとなります。

標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)です。

軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)です。

なお、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、適用開始日前の税率を適用する等の経過措置が講じられています。

2. 軽減税率の対象となる品目

(1) 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます(注1)。なお、外食(注2)やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

(注1) 一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

(注2) 外食とは、飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

(2) 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的

事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)をいいます。

3. 帳簿及び請求書等の記載と保存(区分記載請求書等保存方式)

平成31年(2019年)10月1日から平成35年(2023年)9月30日までの間、課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

- ・帳簿 「軽減税率の対象品目である旨」
- ・請求書等「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額(税込み)」

平成35年(2023年)10月1日からは、帳簿及び税務署長の登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)から交付を受けた適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

4. 税額の計算の特例

軽減税率制度が実施される平成31年(2019年)10月1日以降、税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者(注)に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例(簡易課税制度の届出の特例を含む。)があります。(注)中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

軽減税率に関する問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター

専用ダイヤル 0570-030-456

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金等に関する問合せ先

軽減税率対策補助金事務局

URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

青年部コーナー

2月例会開催のお知らせ

『中小企業経営者が知っておくべき
2019年経営トピックス』

青年部では本年度最後の例会となる、2月例会を下記要領にて開催いたします。[担当:第四委員会 内村剛司委員長(有)内村設備]] 青年部員以外の方でもご参加頂けますのでお気軽にお問い合わせください。大勢のご参加をお待ちしております。

日 時 2月25日(月) 18:30開始
(研修会18:30~19:30 懇親会19:30~21:00)

テーマ 『中小企業経営者が知っておくべき2019年経営トピックス』

講師 矢島 龍 氏(株)マネジメントアシスト
代表/中小企業診断士)

会 場 ホテルモンターニュ松本

参加費 4,500円(懇親会費として)

お申込 松本法人会事務局まで

(事務局:35-8080)

女性部コーナー

新年特別例会ご報告

1月23日(水) 恒例の女性部新年特別例会を開催いたしました。本年度は新春らしく津軽三味線 藤田流家元の上条正明氏をお招きしての演奏会を開催しました。

津軽三味線についての基本的な知識や五大民謡等についての解説などを交えながら迫力ある津軽三味線の演奏を楽しみました。上条先生の明るいお人柄もあり、終始笑いの絶えない演奏会となりました。



講師の上条先生

続いて食事会も開催され、新春らしい明るく華やかな例会となりました。大勢のご参加ありがとうございました。

平成30年度 1月拡大役員会・新入会員歓迎会を開催しました

1月18日(金)
1月拡大役員会・
新入会員歓迎会を
開催しました。こ
ちらの取り組みは、
昨年まで開催して
おりました1月の



新入会員の皆様とご紹介者の方々
役員会と合同委員会(当会内に組織された6つの
委員会と青年部・女性部の来年度事業計画の相互
確認)をリニューアルし、昨年4月から12月まで
にご入会いただいた方とそのご紹介者もお招きし

て当会事業についてよりご理解を深めていただく
機会とすべく今回初めて開催いたしました。

会議終了後には
新春恒例の賀詞交
換会を開催し大い
に交流を深めまし
た。来年度以降も
継続開催してまい
りますので、どう
ぞよろしく願い
申し上げます。



大勢の皆様のご参加誠にあり
ありがとうございました

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

安心できると、
新しい未来が見えてくる。



企業保障約37万社[※]

DJIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

※平成29年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

T&D
T&D保険グループ

「消費税申告一声運動実施中」

2月の予定

4日税制委グループ会議 5日広報委編集会議、県連理事会 6日第103回税制勉強会 8日2月役員会 13日新設法人説明会、全法連税制セミナー 21日会員親睦ボウリング大会 22日冬期特別研修会 25日青年部2月例会 27日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/1月決算法人対象）
2月27日(水) 午後2時より 大同生命松本ビル1階 会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

今号付録

『税に関するアンケート』ご協力をお願い

全国の法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

私たち松本法人会で2020年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今号付録として同送しております。

2019シーズン（J1リーグ・YBCルヴァンカップ）

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティ募金」を原資の一部として、2019シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいませようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先（住所・電話番号）
ご希望される試合

お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。（ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。）

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、2月13日(水)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

皆様の声をまとめて、地元自治体・選出国会議員にお届けしますので、どうかご協力をお願い申し上げます。

新任のご挨拶



アフラック長野支社

福原 泰博 支社長

平素より会員の皆様には、格別のご厚情を賜り誠にありがとうございます。

このたび、1月1日付で長野支社に着任いたしました福原と申します。

千葉県出身で現在49歳になります。

前任地の山形支社でも、支社長として法人会様を担当させていただきましたが、長野県はエリアも広く、弊社代理店も法人会様とのご関係も強いと感じております。

皆様のお役に立てるよう精一杯頑張っておりたく存じますので、今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。（J1リーグ、YBCルヴァンカップの試合です）
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は3月6日[vs清水エスパルス]～5月22日[vsガンバ大阪]までのチケットです。以降の試合は後日ご案内いたします。

チケットの発送時期につきましては2月末以降になる予定です。お含み置き願います。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
ルヴァンカップ第1節	3月6日(水)	清水エスパルス	19:00
J1リーグ第3節	3月9日(土)	浦和レッズ	14:00
J1リーグ第5節	3月31日(日)	川崎フロンターレ	14:00
J1リーグ第6節	4月6日(土)	ヴィッセル神戸	19:00
ルヴァンカップ第3節	4月10日(水)	ジュビロ磐田	19:00
J1リーグ第8節	4月20日(土)	サガン鳥栖	14:00
J1リーグ第10節	5月4日(祝・土)	セレッソ大阪	14:00
J1リーグ第11節	5月12日(日)	北海道コンサドーレ札幌	13:00
ルヴァンカップ第6節	5月22日(水)	ガンバ大阪	19:00

【お問い合わせ】法人会事務局（電話：0263-35-8080）

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラストも
MP3 イラストも
デジタルカメラ
デジタル写真も
手書きのイラストも
素材を組み合わせて
自社IPアドレス

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大岡生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

地区トピックス

餌差町の十王堂 (松本市)



城下町では城下とその周辺部との境となる四方に十王堂が置かれました。十王とは死後の世界を支配するとされる閻魔大王などの神様で、城

下の平安を守ります。松本市では大手5丁目に現存しています。嘘をつく舌を抜かれますのでお気を付けてください。(横沢敏編集委員)

株遊心

Life ≧ it's up to me

Out of Law

Fishing Original Brand

釣り具のことなら何でも お任せください!

《内 容》

- ・オリジナルロッドの作成、販売
- ・ロッドの修理
- ・ルアーの作成、販売

(株)遊心

TEL0263-55-3949
松本市筑摩1-19-2
(松本ベース内)



JR松本駅よりアルピコ交通バスにて
「ライフスクエア コモ庄内」下車 バス停より徒歩2分

川柳コーナー

如月日

半ばをすぎて

日足延ぶ

首すくめ

足をはやめる

帰り道

重ね着も

心にとめたい

ちよいお洒落

無筆

あとがき

お正月から成人式にかけてのこの時期は、最も和服姿を見かける季節かもしれない。「和服」と言いながら「呉服」店で販売しているというのはまた別の話。半世紀さかのばれば着物は日常的な普段着であったが、これほど減少したのは洗濯機の普及に因があるのではないだろうか。洗濯機での洗濯がスタンダードになることによって、洗濯機で洗えない衣服が日常の選択から消えていく。「呉服」が2千年前からあったにもかかわらず。

これは私にとっても他人事ではなく、食器洗浄機の普及によっても全く同じことが起こっている。陶器のご飯茶碗も漆器の味噌汁椀やお箸も洗浄機には対応していない。もともと食器が先にあつたのだから、家庭にすでにある食器をそのまま洗える機械を開発してもらわないと消費者には不便なのが、欧米で洋皿を想定して開発が進んだ洗浄機をベースにしている、華麗な上絵の和皿も、趣のある形状の小鉢も当初から対象外である。結果的に伝統的な和食器が選ばれるようになってきている。そして対応を迫られるのは食器産業の方である。

冬のオリンピックのたびに、日本人選手に不利なルール改正が行われてきた記憶がよみがえるが、要はルールを作る側、スタンダードを確立する側になるといふ戦略を追求しなければならぬ。

(横沢)

(本号編集委員)

横沢 敏
川松昌子



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集長 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社